

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年1月7日認可した。

平成25年1月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
観音寺市一ノ谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修事業）天神岡子池地区
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）熊岡地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）上岡1号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）石田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）新池地区
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）用地水路地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）黒渕中河原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）黒渕梅木地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）中出地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）八丁地区